

入札の質問に対する回答書

(公告日 令和6年10月28日)

令和6年11月12日

横浜市資源循環局 施設課

件名

資源循環局鶴見工場及び下水道河川局北部汚泥資源化センターで発電した余剰電力（非 FIT 分）の売却

上記の入札に関し、質問がありましたので、次のとおり回答いたします。

No.	質 問	回 答
1	発電側課金は発電所側でご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	発電側課金は売払人の負担とし、買受代金と相殺とします。ただし、相殺できない時は、一般送配電事業者から売払人への直接請求とします。
2	契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について、電子印の会社印（角印）を使用するの提出でもよろしいでしょうか。	使用できます。
3	落札後、納入通知書のサンプルを事前にいただくことは可能でしょうか。	提供可能です。
4	弊社から一般送配電事業者へ発電量調整供給申し込みを行う際に、一般送配電事業者の託送供給等約款における発電者に関わる項目に発電者として遵守することを承諾していただく必要がございます。 そのため、契約書に「託送供給等約款を発電者として順守する」という文言を追記いただけますでしょうか。 内容の変更が難しい場合、弊社様式の承諾書に捺印をいただくことは可能でしょうか。	承諾書に捺印をすることが可能です。
5	予定売却電力量の値は、資源循環局鶴見工場と下水道河川局北部汚泥資源化センターで発電した余剰電力（非 FIT 分）の合計値でしょうか。合計値の場合、資源循環局鶴見工場と下水道河川局北部汚泥資源化センターで発電した余剰電力（非 FIT 分）、それぞれの予定売却電力量をご教示いただけますでしょうか。	下水道河川局北部汚泥資源化センターで発電した余剰電力はすべて FIT 分となるため、予定売却電力量の値は資源循環局鶴見工場で発電された非 FIT 分のみとなります。

6	過去1年間における、余剰電力30分毎電力量データをいただくことは可能でしょうか。	添付資料1をご参照ください。
7	発電側課金の支払については、(買受代金との相殺や別途、個別請求など) どのような対応になるでしょうか。	質問1を参照してください。
8	納入通知書または納付をした旨の書面については、第8条契約保証金の納付を指すでしょうか。	第8条の契約保証金の納付及び第10条買受代金の納付の両方を指します。
9	定期検査等による発電機停止期間について、○月○日～○月○日という形で詳細をご教示いただけますでしょうか。	11月12日～11月18日予定、1月26～30日予定です。
10	非化石価値は貴庁に帰属するという認識でお間違いないでしょうか。	ご認識の通り、非化石価値は本市に帰属します。
11	計量器交換工事を行う予定はございますでしょうか。また、その場合の工事負担は売払人の負担という認識でお間違いないでしょうか。	令和8年1月に特高受電設備切替工事により計量器の交換を予定していますが、工事費の負担はご認識の通りです。
12	契約保証金は有りという認識ですが、銀行保証書でも可能でしょうか。可能な場合、銀行保証書の提出期限は2週間ほどいただけますでしょうか。	後払い制を選択した場合は、可能です。令和7年3月31日までにご提出ください。
13	入札保証金の有無についてご教示頂けますでしょうか。	ありません。
14	容量確保金の有無についてご教示頂けますでしょうか。	令和7年度は、容量市場に参入予定ですが、容量確保金は本市の帰属となります。
15	発電側課金についてどちらの負担になるのかご教示頂けますでしょうか。	質問1を参照してください。
16	バイオマス比率は毎月提出していただけますでしょうか。	非化石価値は本市に帰属するため、提出いたしません。
17	容量市場には参入しておりますでしょうか。参入していた場合、何電源で参入しておりますでしょうか。	令和7年度は、容量市場に参入予定です。電源は安定電源です。
18	需給調整市場には参入しておりますでしょうか。	参入しておりません。